

# 承認項目

## 協議第9号 地方税の取扱いについて

- 城南地域に係る都市計画税については、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。  
なお、城南地域に係る都市計画税の相当額については、城南地域における都市基盤整備などに要する費用に充てていくものとする。
- 城南地域に係る事業所税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とし、その後は熊本市の例に統一する。  
なお、城南地域に係る事業所税の相当額については、城南地域における都市基盤整備などに要する費用に充てていくものとする。
- 城南地域に係る法人市(町)税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は不均一課税(現行の税率を採用)とし、その後は熊本市の税率(制限税率)とする。
- 個人市(町)民税については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。
- 固定資産の概要については、次のとおりとする。
  - 固定資産税については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。また、合併時に城南町工場等設置奨励条例に基づき指定を受けている企業などに対する課税免除については現行どおりとする。
  - 固定資産の評価方法については、平成24年度(又は平成27年度)の評価替え時に熊本市の例に統一する。

## 原案承認

### 【制度比較と内容】

#### ●税の納期および納付書発送

熊本市は、各税4期の納期。城南町は、集合税のため10期の納期です。合併後は、各税4期の納期となります。また、納付書発送についても当初一括発送となります。

#### ●コンビニエンスストアでの市税収納

熊本市のみで実施のコンビニエンスストアでの市税収納については、城南町地域でも実施可能となります。収納できる税目は、「軽自動車税」「市県民税」「固定資産税」です。

#### ●所得税および住民税の申告・相談

現在、城南町においては、確定申告の時期に合わせ、役場にて所得税および住民税の申告・相談受付が行われ、課税支援システムにて申告相談に対応しています。熊本市においては、1月下旬から3月中旬にかけて、相談日を定め、各市民センター、総合支所、税務署申告センターにて申告・相談受付が行われ、記載指導にて対応しています。

合併後は、熊本市の申告・相談体制となりますが、協議会では、住民サービスの低下とならないよう十分配慮を行ってほしいとの要望がなされました。

#### ●軽自動車(原動機付自転車・小型特殊自動車)標識交付および廃車

城南町において交付されている標識は、合併後も有効とされ、熊本市の標識へ交換される際は、無料となります。

●地域コミュニティセンター運営・建設事業  
合併後は、城南地域においても、1校区に1ヶ所設置される予定です。

## 協議第20号

### 子ども未来関係事業について(その1)

- 乳幼児健診については、5年間現行のとおり継続する。その間、新市において5歳児健診の実施を含め、対象者及び健診内容の検討を行い、健診制度の再編を図ったうえで統一する。
- 組織育成(母子保健)については、熊本市の例に統一する。ただし、城南町の母子保健推進員に対する報酬については、3年間現行のとおり継続する。
- 次の事業については、熊本市の例に統一する。
  - 歯科保健推進事業(フッ素塗布等)
  - ひとり親家庭等医療費助成事業
  - 保育所特別保育事業(1)(延長保育事業等)
  - 社会教育関係団体(子ども会育成者連合会)への補助金
  - 青少年育成会議
  - 青少年健全育成事業
- 次の事業については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。
  - 保育所特別保育事業(2)(一時保育事業等)
  - 公立幼稚園保育料等
- 地域子育て支援センター事業については、5年間現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。
- 母親クラブ補助金については、熊本市の例に統一し、現在、城南町で補助金を交付している2団体については、引き継ぎ補助対象団体とする。
- 児童育成クラブ管理運営事業のうち、事業内容は現行のとおり継続し、運営費補助は、熊本市の例(児童育成クラブ運営費補助)に統一する。

## 1.4.5は修正承認 2.3.6.7は原案承認

## 原案承認

### 【制度比較と内容】

#### ●都市計画税

現在、城南町には無い制度。合併し、政令指定都市となった場合に、城南地域にも都市計画の区域区分(線引き)がなされ、市街化区域と市街化調整区域に区分されます。その市街化区域内の土地・家屋の所有者に、課税標準額の0.2%が課税されます。

#### ●事業所税

現在、城南町には無い制度。合併の年度とその後5年間は合併特例法により課税免除となります。課税対象は、資産割として、事業所用家屋の総延床面積が1,000㎡を超える事業所に対し、1㎡当たり年額600円。従業者割として、合計従業員数が100人を超える事業所に対し、従業員に支払った給与総額の0.25%が課税されます。

#### ●法人市(町)民税

熊本市の税率は、均等割・法人税割(14.7%)ともに制限税率。城南町は、均等割・法人税割(12.3%)ともに標準税率。税率が違うため、合併の年度とその後5年間は合併特例法により不均一課税(現行の税率を採用)となります。その後は、熊本市の税率となります。

#### ●個人市(町)民税

両市町とも税率は同一です。

#### ●固定資産税

両市町とも税率は同一です。宅地の評価方法については、熊本市は路線価方式、城南町は状況類似方式(一部は路線価方式)であり違いがありますが、基本的な評価方法は異なるものではないため、評価替え時に熊本市の評価方法に統一されます。

## 協議第17号

### 企画財政関係事業について(その1)

- 慣行のうち、市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。
- 税の納期及び納付書発送については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。
- コンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。
- 所得税及び住民税の申告・相談については、熊本市の例に統一する。

## 1.3.4.5.6.7は原案承認 2.8は修正承認

### 【制度比較と内容】

#### ●町名・字名の取扱い

熊本市の区域内はそのままですが、城南町の区域内の町名は「下益城郡」が「熊本市」となり、「大字●●」から「大字」を削除します。

例)下益城郡城南町大字赤見〇〇〇番地○

↓

熊本市城南町赤見〇〇〇番地○

#### ●交通安全協会

城南町の安全協会各支部への補助金は、5年間は現行の活動費を維持するため助成が行われます。

#### ●交通傷害保険

熊本市民交通傷害保険は、平成20年度をもって廃止となりました。

#### ●地域公民館(社会教育施設)への補助金

熊本市の補助金制度が有利であるため、熊本市の制度に統一されます。

### 【制度比較と内容】

#### ●乳幼児健診

5年間は現行のとおり実施し、その間、城南町独自の健診である5歳児健診の実施を含めた内容などの検討を行い、健診制度の再編を図ったうえで統一されます。

#### ●公立幼稚園保育料等

熊本市の公立幼稚園の保育料は、平成20年度年額75,600円(月6,300円)で入園料は無。城南町立隈庄幼稚園の保育料は、平成20年度年額60,000円(月5,000円)で入園料4,000円。

相違があるため、5年間は現行のとおりとし、その後、熊本市の保育料に統一されます。

## 協議第23号

### 都市建設関係事業について(その1)

- 次の事業については、熊本市の例に統一する。
  - 地方バス(補助金等)
  - 里道の整備
- 都市計画区域及び区域区分のうち、都市計画区域については、現行のまま引き継ぐ。  
区域区分(線引き)については、合併後に政令指定都市となる場合に行い、同時に集落内開発制度の適用を行う。

## 原案承認

### 【制度比較と内容】

#### ●里道の整備

熊本市の制度が有利であるため、熊本市の制度に統一されます。

#### ●都市計画区域および区域区分

現在、熊本市は熊本都市計画区域。城南町は城南都市計画区域です。合併後もそれぞれの都市計画区域のまま引き継がれます。ただし、熊本市が政令指定都市となった場合は、市街化区域と市街化調整区域とに区域区分(線引き)がなされます。また、区域区分がなされると同時に、市街化調整区域における集落内開発制度の適用が行われます。

熊本市においては、この集落内開発制度の平成21年度条例化を進めていることから、協議会において、アパート建築を可能としてほしいという城南町の意向を踏まえて条例制定をお願いするという要望がなされました。